後援名義使用申請について

福岡市社会福祉協議会では、各種団体等が実施する公益的事業のうち、以下の基準を満たす事業について、後援等の名義使用を承認しています。希望される場合は申請書類を添えてお申し込みください。

■主な基準

- 1. 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共団体
- (2) 社会福祉、保健、医療等に関する事業を行うことを主たる目的としている団体 又は社会福祉の向上に寄与すると認められる事業を行う団体で、次のすべての要件を満 たすもの
 - ア. 規約・会則等の定めがあり、団体の存立と意思が明確なこと
 - イ. 業遂行能力が十分にあること
 - ウ. 専ら営利を目的とするものでないこと
- 2. 事業内容が公共の福祉の向上や地域の発展、本会の施策の推進に寄与するものであること等。

■申請の方法

所定の申請用紙「後援名義使用申請書(様式第 1 号)」をダウンロードし、必要書類を添付して申請ください。なお、ホームページ上からの申請はできませんので、事業開始日の1か月前までに本会窓口または郵送でご提出ください。

<必要書類>

- ○定款、規約、沿革その他申請者の概要が分かる書類
- 〇申請事業の実施要項、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- 〇返信用封筒 (回答·通知用)

■本会より回答

申請書受付日の翌日から起算して21日以内に承認又は不承認の通知を行ないます。

■事業終了後

承認団体は、当該事業の終了日から30日以内に後援事業実績報告書(様式5号)の提出をお願いします。

■お申し込み・お問い合わせ先

福岡市社会福祉協議会 総務課

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

電話番号 092-751-1121

ファックス 092-751-1509

